

58 森林病虫害等被害対策

【 8 7 6 (8 7 6) 百万円】

対策のポイント

森林病虫害等による被害対策として必要な取組を実施します。引き続き、東北地方等において、農林水産大臣の駆除命令による徹底的な防除対策等を推進します。

< 背景 / 課題 >

- ・食と農林漁業の再生は、待ったなしの課題であり、森林・林業分野においては、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に基づく、森林・林業再生プランの推進が重要です。
- ・森林・林業の再生のためには、森林病虫害等被害対策の充実に努める必要があります。

政策目標

保全すべき松林が適切に保全されていると認められる都府県の割合100%（森林病虫害等の被害の防止）

< 主な内容 >

1. 森林害虫駆除事業委託

松くい虫被害先端地域である東北地方の県境付近において被害の拡大を未然に防止する観点、佐渡においてトキの営巣木等を保全する観点から、農林水産大臣の駆除命令による伐倒駆除等の事業、薬剤防除自然環境等影響調査を実施します。ナラ枯れ被害防除技術の確立に資するよう被害対策の効果調査を実施します。

補助率：委託
事業実施主体：国（委託先は都道府県）

2. 森林病虫害等防除損失補償金

農林水産大臣命令を受けて樹木の伐倒の措置を行うことにより通常生ずべき損失額に相当する金額及び薬剤による防除又ははく皮、焼却の措置を行うのに通常要すべき費用に相当する金額等を補償します。

補助率：10/10
事業実施主体：国

3. 森林病虫害等防除事業費補助金

(1) 被害拡大地域対策事業（松くい虫防除）

従来被害がなかった地域で新たな被害が発生している高緯度・高標高地域等における松くい虫防除対策を実施します。

(2) 環境に配慮した松林保全対策事業

天敵微生物等を用いた伐倒駆除等、松林や周辺の環境に配慮した、環境に対する負荷の小さい防除対策を実施します。

(3) 政令指定病虫害等防除事業

せん孔虫類、食葉性害虫、のねずみ等による被害のまん延を防止するための防除対策、及びナラ枯れ被害対策の駆除措置として被害木の破砕による処理及びカシノナガキクイムシの誘引捕殺を実施します。

補助率：(1)1/2、(2)1/2、(3)1/2（のねずみは北海道3/8それ以外1/3）
事業実施主体：都道府県、市町村等

[お問い合わせ先：林野庁研究・保全課（03-3502-1063(直)）]